平成22年度事業評価シート(ハード事業)

1 事業名等(Plan 1)

	事業名	農作物	農作物獣害防止対策事業															
	所属名	農政部	農政部農務課農業振興グループ															
	第七次総合計画	政策 4	٦١٦	ぎわい」	のあ	るまち	をめざし	て 分	野	2 農	業	基本施策	1 個 う	生ある農業生	産地づくりを行	施策	4 鳥獣碧	言の防止
		5 1	3	農業振	興	費	51320)農作	物語	獣害防止	対策							事業
	予算科目					費												事業
						費												事業
	根拠条例・実施要	綱·担当	部門	計画等	高L	山市鳥	獣被害	了防止語	十画	1、高山市	農業	振興事	業衫	輔助金3	交付要網	尚		
	事業の実施主体					市	市」	以外→										
事業の実施方法						直営	1	指定管理		業務委託	0	団体等補助		その他一	→	•	•	

2 事業の目的・概要(Plan 2)

目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

	▤▮	誰のために(対象)		受益 者数	3,180	人								
É			鳥獣被害に強い地域をつくり、安定した農業経営及び農作物の生産を図ることにより、農業生産意欲の向上と耕作放棄地の 発生を抑制する。											
	既要	事業の実施手法、手順	・おおむね50a以上の農地に、電気柵等の鳥獣侵入防止施設を設置する場合、その資材費の2分の1以下・5ha以上の農地等に、鳥獣被害防止施設を設置する場合、その設置に要する経費の5分の3以内の額を			る。								
		事業始期・終期	始期 年度から 終期 年度まで 設定なし	0										
			前年度の評価結果、指示事項等を踏まえ記入											
4	今左	F度の改善・改革ポイント	・鳥獣被害防止計画を策定し鳥獣被害防止対策協議会を設立したことにより、被害防止対策を計画的に実施する。 ・鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止終合対策事業(国庫)の導入を図った。											

3 事業費の推移・結果(Do)

		スト面】						
	<u>×</u>	分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ž	総合計	·画計画額(当初)		3,000	3,000	36,000	39,000	39,000
1	総合計	·画計画額(計画額)		6,000	6,000	36,000	39,000	39,000
		事業費	予算額	12,935	33,814	36,000		
		j·予算·見込·決算額)	決算·見込	7,534	18,536	,		
		見住士山ム	予算額	·	3,000	5,250		
		国庫支出金	決算·見込		2,694	·		
	財	旧士山人	予算額		•			
		県支出金	決算·見込					
		1/L + /=	予算額					
	源	地方債	決算·見込					
		₩¥ 4 4	予算額					
		受益者負担	決算•見込					
	内	て	予算額					
		の繰入	決算·見込					
		112	予算額					
	訳	()	決算·見込					
		一般財源	予算額	12,935	30,814	30,750		
		利文 \$7 //s	決算·見込	7,534	15,842			
		国勢調査 96,231		※コスト→行政活動の単位当たり	J経費算出、変動を経年比較によ	り、効率性評価		
-		者負担率(受益者負担/		-	-			
- 1		人当たりコスト(事業費/ト		78	193			
		帯当たりコスト(事業費/ト		234	576			
i	∟ 受益:	者1人当たりコスト(事業		2,369	4,982			
1	⊒	その他(空欄にコス		養をベースとして単位当				
1	<mark>™</mark> 1ha	当たりのコスト	単位 円/ha	97,844	89,115			

	【成	果	面】							_										
ı	活動指					を使い、どんな			指標名被害防止施設整備面積						整備計画に対する実施面積			畄	位	ha
	か、ど	のよう	なサー	ービス	を市員	民に提供したか								算 出 式 整備面		/				
3	活		_	_		平成20年度	平成21年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度	平原	艾25年度	平成2	26年度	のた	7向	
	動 活動	計	目	標	値	_	_	14	13	14	3	14	43		143	1	43			
ľ	- 指		美		値	77	208												\rightarrow	
I.	18 1: -tt	示	達	成	率	_	_	()	0			0		0		0			
ľ	成果指					行った結果、市		5	鳥獣被害	ま						の軽減面積	単位			
ı	果影響(影響(効果)をどれだけ与えたのかを表す指標)								^一 算 出 式					被害面積					
1	THE STATE OF THE S	平成20年度 平成21年度							2年度	平成2:	3年度	平成2	4年度	平原	戈25年度	平成2	26年度	成果	のた	7向
ľ	成長	∄ L	目	標	値	_	_	15	59	14	0	1:	21		102	8	33			
ı			実	績	値	159	159												↓ ·	
- 1	181	指標 達 成 率 — 0.0		0.0 0.0		0.	0	0.0		0	.0]								

3 事業費の推移・結果(Do)



【成里面】

L)	火木田	1.4												
	項	目		評価内容(算定式)										
	本年度	整備状況	整備見込	143	/ 整備目標	143	単位	ha	100.00					
進	本 牛 及	事業費 状況	決算見込		╱ 予算額	36,000	単位	千円						
	本年度までの	整備	整備累計	428.00	/ 全体計画	428.00	単位	ha	100.0					
捗	累計	事業費 状況	累計	62,070	/ 全計画額	62,070	単位	千円	100.0					
評	事業のの考	進捗率 え方	整備面積に基づいて算出する。 (年度の実施面積/年度の計画面積の累計×100)											
	進捗結果·理由													
/ ж				鳥獣による	る被害は予	則不可能で	であるこ	ことや	、被害に					

計画どおり 対して速やかに対応しなければならないこと等を考 慮すると、十分対応できていることから順調に進捗し ていると判断できる。

該当項目に「〇」表示

4 分析·評価(Check)

	15年 ノルンをにと	る農作物への被害は	<mark>の必要性を評価)</mark> i者からの要望も切実で	料 A:非常に高い B:高い C:低い D:非常に低い					評価		
②コスト面	評価(事業の推] [項目	②コスト面							
減少	1	#M20年度から平 維持	成22年度第一	増加	推移から判断)	11	3	拡大	増加	維持	減少
(判定理由)	電気柵等の設置につる。そのため「減少」と		コストも抑制されてい	Ш	成果面	維持			0		
③成果面評	平価(活動指標・)	成果指標から成 成果に表現して、 成20年度から平		• •		<mark>)</mark>	面	減少			
<u>該当項</u> 拡大	目 1 J入力(注 ¹ 1	1	コスト・成果ポジション								
(判定理由)	当事業の目的が鳥獣は被害が減少してい	11-		第:	A 1水	準					

目的評価「A・B」 かつ コスト・成果「第1水準」	→	【「良い」	良好な水準を維持
目的評価「A・B」 かつ コスト・成果「第2水準」	→	【「やや良い」	「I」の水準に向けた改善が必要
目的評価「A・B」 かつ コスト・成果「第3水準」	→	Ⅲ「普通」	「Ⅱ」の水準に向けた改善が必要
目的評価「A・B」 かつ コスト・成果「第4水準」	→	【▼「やや良くない」	「Ⅲ」の水準に向けた改善が必要
目的評価「C・D」 もしくは コスト・成果「第5水準」	→	▼「良くない」	「IV」の水準に向けた改善もしくは事業の 休止、廃止などの検討が必要

いて検討する必要がある。

5 今後の方向性(Action)

	7 6	X V / / I I I I I I I	. (7 (06)0117											
	評	評価結果に対する改善提案 (下記チェック)												
活		計画どおり	改善・継続	. 終期設定	休止	廃止	完了							
動の		・鳥獣別または複数の種類の鳥獣に対応できる低コスト技術の導入 ・集落ぐるみで取り組みを行うことに対しての支援												
方針	次年度実施方針													
		・集落ぐるみで行う鳥獣被害防止対策に対する新たな支援策の実施 ・鳥獣被害に強いモデル集落の設置												

総合評価

一次評価 主管課

集落ぐるみで実施することにより、益々コスト ダウンが図られ、かつ被害も減少するものと 思われるため、今後の事業の推進方法につ

判断の理由及び課題問題点

評価区分

中 Ш Ⅱ」以上の水準に向けた

改善が必要

市では、地域ぐるみでの獣害対策を進めているため、電気柵等 の設置への助成対象については、ある程度のまとまった面積全 てを囲う場合に限定するなどの変更が必要である。